

## 令和2年度定期監査及び財政援助団体等監査の結果（概要）

### 1 実施した監査

収入事務、支出事務、財産管理事務その他の財務事務及び財政援助団体等の財政的援助に係る出納その他の事務が、合规性、経済性、効率性及び有効性の視点から適正に行われているか監査を行った。

### 2 監査の対象

#### 定期監査(7部署)

収入事務、支出事務、財産管理事務その他の財務事務

財政部、市民生活部、環境衛生部、福祉部、健康子ども部、都市建設部、教育部

#### 財政援助団体等監査(6部署が所管する28団体)

財政援助団体等の財政的援助に係る出納その他の事務

市民生活部(7)、環境衛生部(1)、福祉部(1)、健康子ども部(7)、都市建設部(2)、教育部(10)

### 3 監査の方法

令和2年4月1日から施行した苫小牧市監査基準（令和2年3月18日決定）に基づき、監査の対象に係るリスクの内容、生じる可能性、影響等を評価し、リスクの高い事務処理を重点項目として監査を行った。

### 4 監査の結果

支出事務に関連して2件及び財産管理事務に関連して1件の指摘を行った。

### 5 指摘事項

#### (1) 支出事務（歳出の会計年度の区分を適正に行うべきもの）

旧年度の期間の利用に係る電話料を新年度予算から支出しているものが見られた。

#### (2) 支出事務（契約に係る事務を適正に行うべきもの）

契約書の契約金額を誤って記載したもの、複数単価契約で見積合わせを行った業務のうち契約書に記載がないものが見られた。

#### (3) 財産管理事務（行政財産の使用料等の算定を適正に行うべきもの）

行政財産の目的外使用の使用料に加算する電気料金及び水道料金の額について、消費税等の税率を誤って請求したものが見られた。行政財産の貸付料について、契約書の定めと異なり消費税等に相当する額を含まずに請求していたもの、貸付料に加算する電気料金の額について、実際と異なる料金単価等を用いて算定し請求しているものが見られた。

## 6 監査意見

### (1) 財務事務について

財務事務の中でも契約事務は、これまでの定期監査でも度々指摘している。指摘の状況からは、契約事務は職員にとって苦手科目の一つと考える。契約制度を始めとして財務制度に関する理解を深め、個々の案件の重要ポイントをしっかりと把握する必要がある。

### (2) 行政財産の使用料等について

使用料の算定のような細かな事務は担当者任せになりがちなところがあり、このようなミスを防止するためには、改めて業務プロセスを見直す必要がある。担当者以外の職員が、その算定プロセスを容易に確認できるような仕組みが必要と考える。

### (3) 職員の基礎力の養成について

システム等が導入されれば、システム等の存在を前提とした事務処理の手順に重点を置いた研修の比重が大きくなる。また、これまでの定期監査における指摘は前例踏襲になりがちな事務の実態の反映と考えられ、職員としての基本的な知識の空洞化が懸念される。そのため、職員の基礎力向上の一環として職員の財務力の養成は急務であり、職員研修を所管する総務部を始め関連する部署が連携して必要なプログラムを確立する必要がある。

### (4) 今後の取組について

平成 29 年度行政監査「支出事務について」では職員の基礎力の養成について、平成 30 年度行政監査「指摘事項等への対応について」では業務プロセスの見直しについて言及し、それぞれ取組を求めた。改めてその趣旨を確認し、市全体での取組が進められるよう望むところである。